

ロシアにおける自動車産業をはじめ
とする製造業向け支援制度（工業発
展基金、ウリヤノフスク州、サマラ
州、連邦政府）

2018年10月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

モスクワ事務所

【禁無断転載】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

はじめに

本レポートでは、ロシアにおける自動車産業をはじめとする製造業向け支援制度概要について取りまとめた。具体的には、工業発展基金、ウリヤノフスク州、サマラ州、連邦政府（自動車産業向け）が提供する主な支援制度である。

1. 工業発展基金によるビジネス支援制度

1-1. プログラム「開発プロジェクト」

(1) 対象企業

- ・ロシアで活動している法人
- ・ロシア居住者

※下記のような事業者は対象外となる。

- ・「低税率国・地域 (Low Tax Jurisdiction)」¹⁾に所在する外国企業の子会社
- ・「低税率国・地域」に居住するロシア非居住者が受益者となる法人
- ・企業再建中または破産手続き中の法人
- ・税など公租公課の支払いに延滞のある法人

(2) 対象業種

自動車関連を含む各種製造業、機械修理業

(3) 主な対象事業

- ・下記のような新製品・技術の開発関連活動
 - －研究開発、製法開発 (Process Development)
 - －製造過程またはマーケティング時における試験
 - －特許調査、開発したソリューションの特許取得
 - －認証手続き
 - －新製品・技術開発のための消耗品の調達 (ただし融資金額は調達額の 20%以下)
- ・工事測量とプロジェクト文書の作成
- ・知的所有権の購入
- ・生産設備の調達
- ・設計開発業務用機器の調達
- ・FS 調査、デューデリジェンス (市場調査を除く) の実施
- ・一般管理費・オペレーションコスト (ただし融資金額は同費用の 15%以下)

下記事業は融資の対象外。

- ・建物および構造物の建設や改修
- ・基礎研究
- ・不動産の取得
- ・軍事関連製品の製造

¹⁾「低税率国・地域」としているが、具体的な国・地域は規定されていない。主に租税回避地を対象にするものとみられる。

・融資の借り換え、融資や負債の金利支払い

(4) 主な融資条件

融資規模：5,000万～5億ルーブル

利率：5%（銀行や中小企業発展公社などの保証がある場合、最初の3年：3%、それ以降満期まで：5%）

対象事業規模：1億ルーブル以上

新製品の販売目標：年間で融資額の50%以上の金額。融資から2年目以降に大量生産を開始。

融資期間：5年以下

その他：事業予算の50%以上を申請者、民間投資家、銀行から調達する。うち、自己資本や株主資本からの調達を融資額の15%以上とする。

(5) 申請フロー

1	申請文書案を工業発展基金へ提示	
2	事前確認（5日以内）	必要に応じて修正のため差し戻し
3	申請文書の完成	
4	窓口審査（5日以内、 加えて追加文書1つ当たり2日）	必要に応じて修正のため差し戻し。4カ月以内に修正や必要情報が準備できなければ審査終了
5	デューデリジェンス （40日以内）	30日以内に審査員からの質問に回答できない場合、審査のため必要な追加書類の提出がない場合は審査中断。または事業が選定基準に満たない場合、審査終了
6	専門家評価会合への準備（5日以内かつ専門家会合開催日の15日前まで）	申請者はデューデリジェンス終了の通知を受けて5日以内に専門家会合で必要な文書を準備する
7	専門家評価会合	必要に応じて差し戻して修正。専門家会合が指定した期日までに対応できない場合は審査中断。または申請の却下
8	専門家評価会合での承認	
9	融資契約の締結 （専門家会合での承認後2カ月以内）	設定した期日までに融資契約を締結しない場合は採択停止

(6) 根拠法令

2014年12月31日付連邦法第488-FZ号

2014年12月17日付連邦政府決定第1388号

1-2. リース支援事業（ファイナンス・リース向け融資）

(1) 対象企業

- ・ロシアで活動している法人
- ・ロシア居住者

※下記のような事業者は対象外となる。

- ・「低税率国・地域（Low Tax Jurisdiction）」に所在する外国企業の子会社
- ・「低税率国・地域」に居住するロシア非居住者が受益者となる法人
- ・企業再建中または破産手続き中の法人
- ・税など公租公課の支払いに延滞のある法人

(2) 対象業種

自動車関連を含む各種製造業、機械修理業

(3) 対象事業

- ・生産設備の調達（ファイナンス・リース）

下記の目的では融資の対象外となる。

- ・建物および構造物の建設や改修
- ・基礎研究
- ・不動産の取得
- ・軍事関連製品の製造
- ・融資の借り換え、融資や負債の金利支払い

(4) 主な助成内容

融資規模：500万～5億ルーブル

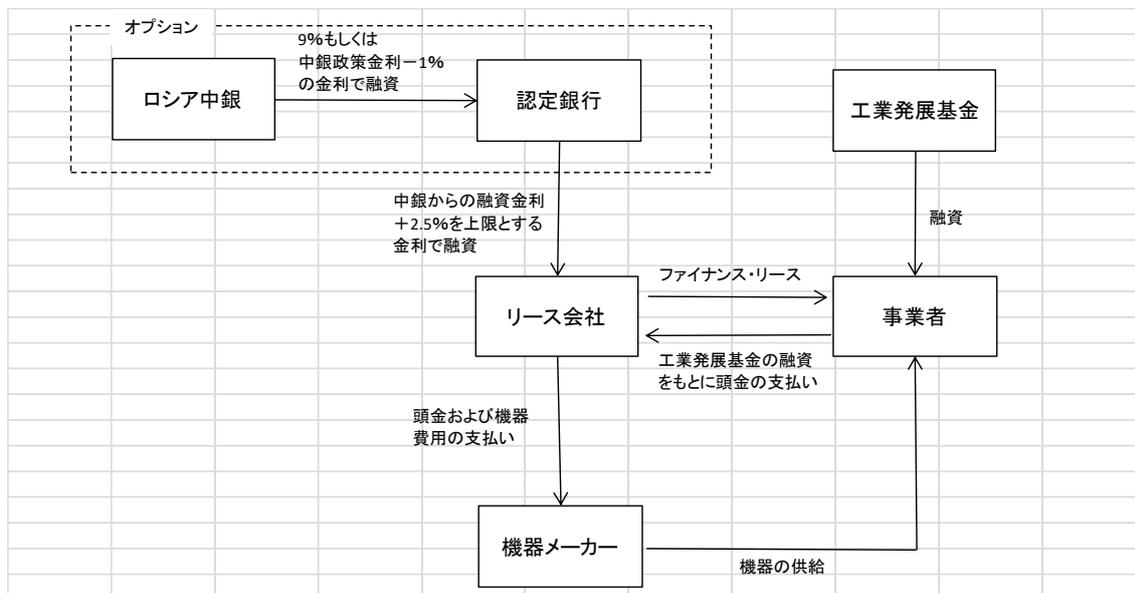
利率：1%

対象事業規模：2,000万ルーブル以上

その他：事業予算の73%以上を申請者、民間投資家、銀行から調達する。工業発展基金は機器の頭金10～90%を融資する。ただし、融資限度額は事業予算額の27%以下で、かつ機器調達額の10～50%とする。

融資期間：5年以下でリース期間内

(5) 融資スキーム



(6) 申請フロー

1	申請者が認定リース会社（※（7）参照）に申請
2	申請者と認定リース会社が工業発展基金に提出する申請書類を準備
3	工業発展基金に書類を提出
4	工業発展基金が事業計画書を審査
5	融資契約書の締結、申請者への資金の払い込み
6	工業発展基金によるプロジェクト実施状況のモニタリング。必要に応じ、認定銀行（※（8）参照）による中央銀行からの借り換え

(7) 主な認定リース会社

- ・ ナツプロムリージング (<http://prom-lk.ru/>)
- ・ ガスプロムバンク・リージング (<http://www.gpbl.ru/>)
- ・ ズベルバンク・リージング (<https://www.sberleasing.ru/>)
- ・ バルチースキー・リージング (<https://baltlease.ru/>)
- ・ トランスフィンM (<http://www.transfin-m.ru/>)
- ・ VEBリージング (<http://veb-leasing.ru/>)
- ・ ライファイゼン・リージング (<http://raiffeisen-leasing.ru/>)
- ・ MKBリージング (<http://www.mkb-leasing.ru/>)
- ・ ビズネス・アリヤンス (<http://leasing-ba.ru/>)
- ・ 国家運輸リース会社 (GTLK) (<https://gtlk.ru/>)
- ・ LK デリタ (<http://www.deltaf.ru/>)
- ・ ウラルビジネスリージング (<http://www.urbl.ru/ru/>)

- ・チェルインドリージング (<http://chelindleasing.ru/>)
- ・エキスペルト・リージング (<http://expert-leasing.ru/>)
- ・タタルスタン共和国小ビジネスリース会社 (<http://lkmb-rt.ru/>)
- ・シーメンス・フィナンス (<https://www.siemens.com/ru/ru/home/produkty/finansy.html>)
- ・ネフテプロムリージング (<https://www.rosneft.ru/about/partners/leasing/>)
- ・RB リージング (<http://www.rosbank-leasing.ru/en/>)
- ・アリファ・リージング (<https://alfaleasing.ru/>)
- ・VTB リージング (<http://www.vtb-leasing.ru/>)
- ・ゼスト (<http://www.zest-leasing.ru/>)
- ・総合リース会社 (<http://www.ulk.ru/>)
- ・アビアカピタル・セルビス (<http://www.a-c-s.aero/>)
- ・フィナンスビズネスグループ (<http://fbg-leasing.ru/>)

(8) 認定銀行

- ・ガспロムバンク (<https://www.gazprombank.ru/>)
- ・ズベルバンク (<http://www.sberbank.ru/>)
- ・VTB (<https://www.vtb.ru/>)
- ・ノビコムバンク (<https://novikom.ru/>)
- ・プロムスビヤジバンク (<https://www.psbank.ru/>)
- ・スビヤジ・バンク (<https://www.sviaz-bank.ru/>)
- ・アルファ・バンク (<https://alfabank.ru/>)
- ・バンク・サンクトペテルブルク (<https://www.bspb.ru/>)
- ・ソフコムバンク (<https://sovcombank.ru/>)
- ・ロシア農業銀行 (ロスセリホズバンク) (<https://rshb.ru/>)
- ・銀行「ロシア」 (<https://abr.ru/>)

(9) 根拠法令

2014年12月31日付連邦法第488-FZ号

2014年12月17日付連邦政府決定第1388号

1-3. 特別投資契約 (SPIC)

(1) 概要

投資家とロシア連邦政府との間で下記の内容を規定して締結する契約を指す。

- ・(行政府側) 生産活動に対する安定的な税制・規制環境の保障とインセンティブの提供

- ・(投資家側) 契約に規定されたスケジュールに基づき、生産施設を設立(または現代化)、生産を実施すること

SPICの対象事業種別は下記が挙げられている。

- ・生産施設の創設または現代化
- ・利用可能な最良の技術(Best Available Technology Techniques)の実施
- ・これまでロシアになかった生産事業の立ち上げ

SPICを締結する連邦政府側は工業商務省または当該事業が属する産業を所管する行政機関(例えば農業省、エネルギー省)である。連邦政府に加え、SPICを通じて地方自治体所管の税制などインセンティブが事業者提供される場合、当該自治体も締結者となる。

(2) 対象事業者

ロシア国内法人だけでなく外国法人も特別投資契約における「投資家」の対象となる。ただし、下記を除く。

- ・「低税率国・地域」に所在する法人
- ・「低税率国・地域」に所在する法人が資本参加する法人
- ・「低税率国・地域」に居住するロシア非居住者が受益者となる法人

(3) 最低投資額

7億5,000万ルーブル(VAT除く。ロシア政府によって別途最低投資額が定められない場合)

(4) 優遇内容

上述の通り、安定的な税制・規制環境の保障と、連邦・地方政府からインセンティブが提供される。主なインセンティブは下記の通り。

- ・「ロシアの製造者」ステータスの獲得のための手続き簡素化^{2*}
- ・国や地方自治体による調達案件において、SPICに基づいて生産された製品は随意契約での受注が可能に
- ・税制面での優遇
 - 将来的な税負担の増加なし

² 現地生産や調達に関してロシア政府が規定する基準を満たした場合、同ステータスが認められ、公共調達へのアクセス拡大などの優遇が受けられる。

- 企業利潤税（法人税）の減免（通常 20%が SPIC 案件は最大で 0%まで減免）
- 資産税、土地税などの減免（地方によって異なる）
- 固定資産の減価償却の加速
- その他のインセンティブ（地方によって異なる）：公有地リースの便宜供与、補助金
利用機会の提供・優遇、手続きの簡素化

連邦・地方政府から生産者に対し直接供与されるインセンティブではないが、SPIC に基づき生産された製品に対しては製品購買者に対する加速減価償却が認められるため、マーケティング上有利になるという間接的な優遇も期待できる。

（５）契約期間

営業利益が黒字なるまでの期間+5 年間（ただし、最大 10 年間）

（６）申請フロー

1.	投資家と工業発展基金が共同で事業ストラクチャーの検討や申請書類一式の準備
2	工業商務省に申請文書を提出
3	工業商務省から工業発展基金に対し同基金による事業審査結果を照会（7 営業日以内）
4	書類審査と省庁間委員会（注）での予備的結論案の作成（30 営業日以内）
5	省庁間委員会での審査および最終結論（2. 申請書類提出から 60 営業日以内）
6	SPIC 当事者（投資家、行政府）への省庁間委員会での結論の送付（15 営業日以内）
7	財務省および SPIC 署名行政府による承認および契約内容の調整（10 営業日以内）
8	契約の締結

（注）工業商務省、経済発展省、財務省、エネルギー省など政府高官、実業ロシア、ロシア産業家企業家連盟などの実業団体関係者などから構成される。

（７）法的根拠

2014 年 12 月 31 日付連邦法第 488-FZ 号

2015 年 7 月 16 日付連邦政府決定第 708 号

2016 年 9 月 16 日付連邦政府決定第 925 号

所管窓口

工業発展基金相談センター

Tel: +7 (495)120-24-16, +7 (800) 500-71-29

E-mail: ask@frprf.ru

URL: www.frprf.ru

2. ウリヤノフスク州のビジネス支援制度

	優先投資プロジェクト	特別重要投資プロジェクト	特別経済区 (SEZ) 「ウリヤノフスク」	優先的社会経済発展区域 (TOR) 「ディミトロフグラード」
企業利潤税 (通常 20%)	15.5% (5年間) 2017 ~ 2020 年は 16.5%	15.5% (5年間) 2017 ~ 2020 年は 16.5%	2% (10年間)、15.5% (11~45年目)	無税 (5年間)、10% (6~10年目)
資産税 (通常 2.2%)	無税 (5年間)	無税 (10年間)、1.1% (11~15年目)	無税 (15年間)	無税 (5年間)
輸送税	—	無税 (10年間)	無税 (10年間)	無税 (5年間)
土地税 (通常 1.5%)	—	無税 (8年間)	無税 (10年間)	無税 (10年間)
社会保険料 (通常 30%。うち年金基金 22%、強制医療保険 5.1%、社会保障基金 2.9%)	30%	30%	30%	7.6% (10年間)、5年延長可
主な要件	<p>1. 下記の事業者によって投資プロジェクトが実行されること。</p> <p>a) 優先投資プロジェクトとして申請する日から 5 年前までにウリヤノフスク州内に設立された法人</p> <p>b) ロシアの他地域にある法人によって、優先投資プロジェクト申請前の 5 年以内に設立された支店</p> <p>2. 要件を満たす額の投資を行うこと。 対象場所がウリヤノフスク市の場合、5億</p>	<p>1. 下記の事業者によって投資プロジェクトが実行されること。</p> <p>a) 特別重要投資プロジェクトとして申請する日から 3 年前までにウリヤノフスク州内に設立された法人</p> <p>b) ロシアの他地域にある法人によって、特別重要投資プロジェクト申請前の 3 年以内に設立された支店</p> <p>c) ロシアの他地域で設立され、特別重要投資プロジェクト</p>	<p>1. SEZ 入居者は SEZ のあるチェルダクリンスキー地区で設立された法人であること。</p> <p>2. 対象業種は航空機製造・補修、電子機器、合成素材、電気機器などの機械製造、流通・卸売業、港湾 (空港) インフラ建設・補修・運営。 対象事業は、(1) 倉庫業、(2) 船舶 (航空機) への食料などの供給、(3) 船舶 (航空機) や同部品の製造・修理・補修、(4) 水産加工、(5) 商品の包</p>	<p>1. 事業者は入居後 1 年以内に 20 人以上の雇用を創出しなければならない。</p> <p>2. 最低投資額は、10 年間で 1,000 万ルーブル。ただし入居後 1 年以内に 500 万ルーブルの投資が必要。</p> <p>3. 対象業種は、一部の自動車部品製造 (産業分類 29.32.3) を除く自動車製造業や各種製造業、通信業、保健、スポーツ関連事業など。</p>

	優先投資プロジェクト	特別重要投資プロジェクト	特別経済区 (SEZ) 「ウリヤノフスク」	優先的社会経済発展 区域 (TOR)「ディミ トロフグラード」
	<p>ルーブル、その他は場所により 1,000 万～5 億ルーブル。ウリヤノフスク市、ディミトロフグラード市他州内の特定の地区での製造業投資の場合は 5,000 万ルーブル</p> <p>3. 事業者は従業員の給与をウリヤノフスク州での平均月給（四半期、半年、9 カ月、1 年当たり）と比べて 1～1.5 倍（所在地による）の額を払う。</p>	<p>申請前の 3 年以内にウリヤノフスク州で税務登録を行った法人</p> <p>2. ウリヤノフスク州政府が別途設ける基準を満たす額の投資を行うこと。</p> <p>対象場所がウリヤノフスク市の場合、2 億ルーブル。その他、場所により 1,000 万～2 億ルーブル</p> <p>3. 2020 年 12 月 31 日までにプロジェクトを実施すること。</p> <p>4. 事業者は、別途設ける給与の基準（平均月給）を満たすこと。</p>	<p>装・分類・ラベリングなど、(6) 商品の状態を変えない程度の軽易な加工や作業、(7) 商品の取引仲介、(8) 卸売り、(9) SEZ 内のインフラの建設・補修維持、(10) SEZ 管理会社との協定に基づく生産活動</p> <p>3. 最低投資額は、港湾（空港）インフラの建設事業の場合、入居後 3 年以内に 4 億ルーブル。同インフラ改修事業の場合、入居後 3 年以内に 1 億 2,000 万ルーブル</p>	
根拠法令	<p>ウリヤノフスク州法 2003 年 11 月 26 日付第 060-ZO 号、2007 年 6 月 4 日付第 71-ZO 号、2007 年 12 月 6 日付第 130-ZO 号、ウリヤノフスク州政府決定 2010 年 12 月 1 日付第 418-P 号</p>	<p>ウリヤノフスク州法 2003 年 11 月 26 日付第 060-ZO 号、2007 年 6 月 4 日付第 71-ZO 号、2007 年 12 月 6 日付第 130-ZO 号、ウリヤノフスク州政府決定 2010 年 12 月 1 日付第 418-P 号、ウリヤノフスク市議会決定 2005 年 7 月 13 日付決定第 135 号</p>	<p>連邦法 2005 年 7 月 22 日付第 116-FZ 号、連邦政府決定 2009 年 12 月 30 日付第 1163 号</p>	<p>連邦法 2014 年 12 月 29 日付第 473-FZ 号、連邦政府決定 2015 年 6 月 22 日付第 614 号、連邦政府決定 2017 年 7 月 19 日付第 848 号</p>
所管窓口	ウリヤノフスク州開発公社			

	優先投資プロジェクト	特別重要投資プロジェクト	特別経済区 (SEZ) 「ウリヤノフスク」	優先的社会経済発展 区域 (TOR)「ディミ トロフグレード」
	Tel.: +7 499 346 73 03, +7 8422 73 70 01 e-mail: info@ulregion.com 41 Ryleeva Street, Ulyanovsk, 432071 http://www.ulregion.com/en/			

3. サマラ州のビジネス支援制度

	投資額に応じた税優遇措置	単一産業都市区域(チャパエフスク)	優先的社会経済発展区域(TOR)「トリヤッチ」	特別経済区(SEZ)「トリヤッチ」
企業利潤税 (通常 20%)	15.5% (4 または 5 年間) (2017~2020 年は 16.5%) 投資額が 1 億~5 億ルーブルの場合 4 年間。 投資が 5 億ルーブル以上の場合 5 年間	15.5% (6 または 7 年間) (2017~2020 年は 16.5%) 投資額が 1 億~5 億ルーブルの場合 6 年間。 同 5 億ルーブル以上の場合 7 年間	2% (5 年間)、12% (6~10 年目)	2% (2018 年まで)、5% (2020 年まで)、9% (2022 年まで)、12% (2024 年まで)、それ以降は 15.5%
資産税 (最大 2.2%)	無税 投資が 1 億ルーブル未満の場合 2 年間。同 1 億~5 億ルーブルの場合 4 年間。5 億ルーブル以上の場合 5 年間	無税 投資額が 1 億ルーブル未満の場合 4 年間。同 1 億~5 億ルーブルの場合 6 年間。5 億ルーブル以上の場合 7 年間	無税 (10 年間)	無税 (10 年間)
輸送税	—		無税 (5 年間)	
土地税 (通常 1.5%)	—	0.0235% (産業用地の場合)	無税 (10 年間)	無税 (5 年間)
社会保険料 (通常 30%。うち年金基金 22%、強制医療保険 5.1%、社会保障基金 2.9%)	30%	30%	7.6% (10 年間)	30%
主な要件	1. 対象事業は州域内での投資事業 2. 金融機関、保険会社のうち、投資プロジェクトにおいて固定	1. 事業者はチャパエフスク市内に 2012 年 1 月 1 日以降に設立された法人、またはロシアの他地域にある法	1. 新規で入居する事業者は、入居後 1 年以内に 20 人以上の雇用を創出しなければならない。TOR 区域内	1. SEZ 入居者は SEZ のあるスタプロポリスキー地区で設立された法人であること。 2. 対象事業は生産お

	投資額に応じた税優遇措置	単一産業都市区域(チヤパエフスク)	優先的社會經濟發展区域 (TOR)「トリヤッチ」	特別經濟区 (SEZ)「トリヤッチ」
	資産のリース事業が総収入の 70%を占める場合は対象外	人が同市内に 2012 年 1 月 1 日以降に設立した支店 2. 対象事業により最低 25 人の正規雇用を創出すること 3. 最低投資額は 3,000 万ルーブル 他、事業を実施した場合の州政府予算への貢献度合いも考慮される。	に以前から立地していた企業は、過去 3 年平均の従業員数を下回らない。いずれも外国人従業員の比率は 25%以下 2. 乗用車生産、石油製品生産、不動産取引などの事業は対象外 (※乗用車生産以外の自動車・同部品生産は対象) 3. 最低投資額は 2,000 万ルーブル (入居 1 年以内に 500 万ルーブル)	よび物流事業 3. 最低投資額は 1 億 2,000 万ルーブル (入居 3 年以内に 4,000 万ルーブル)
根拠法令	サマラ州法 2005 年 11 月 7 日付第 187-GD 号	サマラ州法 2011 年 12 月 7 日付第 140-GD 号	連邦法 2014 年 12 月 29 日付第 473-FZ 号、連邦政府決定 2016 年 9 月 28 日付第 974 号	連邦法 2005 年 7 月 22 日付第 116-FZ 号
所管窓口	<p>サマラ州開発公社</p> <p>Tel: +7 (846) 273-92-60</p> <p>E-mail: info@razvitie63.ru</p> <p>住所: 204, Molodogvardeyskaya st., Samara, the Russian Federation, 443001</p> <p>http://razvitie63.ru/eng/</p> <p>サマラ州投資庁</p> <p>Tel: +7 (846) 212-96-62</p> <p>E-mail: info@investinsamara.ru</p> <p>住所: 443100, 5 Lesnaya St., Samara, Russia</p> <p>http://investinsamara.ru/en/</p>			

4. 連邦政府による自動車産業向けビジネス支援制度

支援制度	補助金額	主な要件	根拠法令																																
自動車メーカーの雇用維持補助金	<p>補助金は月ごとに支払われ、経費の90%を上限に補助される。ただし金額の上限は表のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月毎の生産台数</th> <th>補助額（最大、ルーブル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">カテゴリー（注1）M1の車両が生産台数の50%以上を占める場合</td> </tr> <tr> <td>2,870未満</td> <td>8,250万</td> </tr> <tr> <td>2,870～5,810</td> <td>2億625万</td> </tr> <tr> <td>5,810～11,620</td> <td>4億1,250万</td> </tr> <tr> <td>11,620～23,100</td> <td>5億5,011万</td> </tr> <tr> <td>23,100超</td> <td>11億5万5,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">M1以外の車両が生産台数の50%以上を占める場合</td> </tr> <tr> <td>2,870未満</td> <td>7億11万</td> </tr> <tr> <td>2,870～5,810</td> <td>11億5,500万</td> </tr> <tr> <td>5,810～11,620</td> <td>13億7,511万</td> </tr> <tr> <td>11,620～23,100</td> <td>16億5,000万</td> </tr> <tr> <td>23,100超</td> <td>22億11万</td> </tr> </tbody> </table> <p>予算額（ルーブル）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>2018年</td> <td>361億7,000万</td> </tr> <tr> <td>2019年</td> <td>460億9,200万</td> </tr> <tr> <td>2020年</td> <td>466億5,800万</td> </tr> </tbody> </table>	月毎の生産台数	補助額（最大、ルーブル）	カテゴリー（注1）M1の車両が生産台数の50%以上を占める場合		2,870未満	8,250万	2,870～5,810	2億625万	5,810～11,620	4億1,250万	11,620～23,100	5億5,011万	23,100超	11億5万5,000	M1以外の車両が生産台数の50%以上を占める場合		2,870未満	7億11万	2,870～5,810	11億5,500万	5,810～11,620	13億7,511万	11,620～23,100	16億5,000万	23,100超	22億11万	2018年	361億7,000万	2019年	460億9,200万	2020年	466億5,800万	<ul style="list-style-type: none"> 事業者はロシア国内で設立された法人であること 事業者は国際製造者識別子（WMI）があり、生産するボディ、シャシー、ナンバープレートなどに車両識別番号（VINコード）を刻印すること 事業者は2015年1月1日時点で操業していた、または操業している企業で、かつ、「工業組み立て」スキーム（注2）または関税同盟協定で定める自由経済地域（特別経済区、優先的社会経済発展区域（TOR）、ウラジオストク自由港など）内で操業する企業 	連邦政府決定 2014年1月15日付第32号
月毎の生産台数	補助額（最大、ルーブル）																																		
カテゴリー（注1）M1の車両が生産台数の50%以上を占める場合																																			
2,870未満	8,250万																																		
2,870～5,810	2億625万																																		
5,810～11,620	4億1,250万																																		
11,620～23,100	5億5,011万																																		
23,100超	11億5万5,000																																		
M1以外の車両が生産台数の50%以上を占める場合																																			
2,870未満	7億11万																																		
2,870～5,810	11億5,500万																																		
5,810～11,620	13億7,511万																																		
11,620～23,100	16億5,000万																																		
23,100超	22億11万																																		
2018年	361億7,000万																																		
2019年	460億9,200万																																		
2020年	466億5,800万																																		

支援制度	補助金額	主な要件	根拠法令								
自動車メーカーの研究開発および車両テストに係る経費に対する補助金	<p>費用の70%が上限。ただし1メーカー当たり年間15億ルーブルを上回らない。</p> <p>※2018年の予算額は50億ルーブル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者はロシア国内で設立された法人であること ・事業者は国際製造者識別子(WMI)があり、生産するボディ、シャシー、ナンバープレートなどに車両識別番号(VINコード)を刻印すること ・事業者は次の要件のいずれかを満たすこと <ol style="list-style-type: none"> (1) 特別投資契約を締結していること (2) 「工業組み立て」スキームで操業していること (3) 「工業組み立て」スキームで操業する企業の子会社であること ・研究開発に携わる従業員数は100人以上、または他社に委託する場合は同社で携わる従業員数は300人以上とする ・事業者は次のような事業計画をもとに実施する <ol style="list-style-type: none"> (1) 補助金契約の締結日から5年以内に生産および販売を開始する (2) 補助金契約の締結日から2025年末までに売上高を2倍以上にする 	連邦政府決定 2014年 1月15日付第29号								
自動車メーカーによる支払い電気料金に対する補助金	<p>補助金は四半期ごとに支払われ、経費の90%を上限に補助される。ただし金額の上限は表のとおり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">四半期毎の生産台数</th> <th style="width: 50%;">補助額(最大、ルーブル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">M1の車両が生産台数の50%以上を占める場合</td> </tr> <tr> <td>8,750未満</td> <td style="text-align: right;">2,970万</td> </tr> <tr> <td>8,750～17,500</td> <td style="text-align: right;">7,425万</td> </tr> </tbody> </table>	四半期毎の生産台数	補助額(最大、ルーブル)	M1の車両が生産台数の50%以上を占める場合		8,750未満	2,970万	8,750～17,500	7,425万	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者はロシア国内で設立された法人であること ・電気代支払いに未払いがないこと ・事業者は国際製造者識別子(WMI)があり、生産するボディ、シャシー、ナンバープレートなどに車両識別番号(VINコード)を刻印すること ・事業者は2015年1月1日時点で操業していた、または操業 	連邦政府決定 2014年 1月15日付第30号
四半期毎の生産台数	補助額(最大、ルーブル)										
M1の車両が生産台数の50%以上を占める場合											
8,750未満	2,970万										
8,750～17,500	7,425万										

支援制度	補助金額		主な要件	根拠法令
	17,500～35,000	1億4,355万	している企業で、かつ、「工業組み立て」スキームまたは関税同盟で定める自由経済地域（特別経済区、優先的社会経済発展区域（TOR）、ウラジオストク自由港など）内で操業する企業	
	35,000～70,000	2億625万		
	70,000超	4億1,250万		
	M1以外の車両が生産台数の50%以上を占める場合			
	8,750未満	3億2,000万		
	8,750～17,500	7億4,250万		
	17,500～35,000	9億9,000万		
	35,000～70,000	12億3,750万		
	70,000超	16億5,000万		
	予算額（ルーブル）			
	2018年	47億3,500万		
2019年	50億6,300万			
2020年	54億1,300万			
自動車メーカーに対するユーロ4およびユーロ5基準に適合させる際の経費に関する補助金	補助金は四半期ごとに支払われ、経費の90%を上限に補助される。ただし金額の上限は表のとおり		同上	連邦政府決定 2014年1月15日付第31号
	排ガス種別	補助額（1台当たり最大、ルーブル）		
	カテゴリー M1			
	排気量 2,000cc 以下			
	ユーロ4	177,000		
	ユーロ5	195,880		

支援制度	補助金額		主な要件	根拠法令
	排気量 2,000～2,400cc			
	ユーロ 4	259,600		
	ユーロ 5	279,660		
	排気量 2,400cc 超			
	ユーロ 4	413,000		
	ユーロ 5	632,058		
	カテゴリー N1、N2、N3			
	総重量 6.5 トン未満			
	ユーロ 4	373,352		
	ユーロ 5	400,610		
	総重量 6.5～8 トン			
	ユーロ 4	782,222		
	ユーロ 5	836,738		
	総重量 8～12 トン			
	ユーロ 4	973,028		
	ユーロ 5	1,027,544		
	総重量 12～20 トン			
	ユーロ 4	809,480		
	ユーロ 5	1,136,576		
	総重量 20 トン超			
ユーロ 4	1,136,576			

支援制度	補助金額		主な要件	根拠法令
	ユーロ 5	2,226,896		
	カテゴリー M1G、N1G			
	排気量 2,000cc 以下			
	ユーロ 4	177,000		
	ユーロ 5	195,880		
	排気量 2,000cc 超			
	ユーロ 4	259,600		
	ユーロ 5	377,642		
	カテゴリー M2、M2G、M3、M3G			
	排気量 5,000cc 以下			
	ユーロ 4	264,320		
	ユーロ 5	291,578		
	排気量 5,000cc 超			
	ユーロ 4	275,223		
	ユーロ 5	302,481		
	カテゴリー N2G、N3G			
	総重量 6.5 トン未満			
	ユーロ 4	373,352		
	ユーロ 5	400,610		
	総重量 6.5～8 トン			
	ユーロ 4	782,222		

支援制度	補助金額		主な要件	根拠法令						
	ユーロ 5	836,738								
	総重量 8～12 トン									
	ユーロ 4	973,028								
	ユーロ 5	1,027,544								
	総重量 12～20 トン									
	ユーロ 4	809,480								
	ユーロ 5	1,136,576								
	総重量 20 トン超									
	ユーロ 4	1,136,576								
	ユーロ 5	2,226,896								
遠隔および自動運転機能付き車両の生産に伴う経費に対する補助金	遠隔および自動運転機能付き車両に搭載する電子・電気システム開発に関する費用の 97%を補助する。補助金の上限は 10 億ルーブル 予算額（ルーブル） <table border="1" data-bbox="450 970 981 1121"> <tr> <td data-bbox="450 970 719 1018">2018 年</td> <td data-bbox="719 970 981 1018">12 億 9,400 万</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1018 719 1066">2019 年</td> <td data-bbox="719 1018 981 1066">9 億 7,700 万</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1066 719 1121">2020 年</td> <td data-bbox="719 1066 981 1121">5 億</td> </tr> </table>		2018 年	12 億 9,400 万	2019 年	9 億 7,700 万	2020 年	5 億	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシア国内で設立された法人であること ・事業者は国際製造者識別子 (WMI) があり、生産するボディ、シャシー、ナンバープレートなどに車両識別番号 (VIN コード) を刻印すること ・オートマチックトランスミッションを持つ 4 輪駆動車を製造すること ・次の機能を伴う研究開発拠点をロシア国内に持つこと <ul style="list-style-type: none"> － ユーロ 5 適合車両の試験生産 － 30～60%の急勾配、半径 20～80 メートルのカーブ、3%の横断勾配、8%の縦断勾配を持つ車両テストコース ・補助金に関する契約締結から 5 年以内の生産開始、該当プロジェクトに関わる従業員として 300 人以上を雇用する 	連邦政府決定 2016 年 7 月 7 日付第 637 号
2018 年	12 億 9,400 万									
2019 年	9 億 7,700 万									
2020 年	5 億									

支援制度	補助金額	主な要件	根拠法令
		・ 補助金申請時に策定した事業計画の実施	

○所管部署

・ 工業商務省

自動車・鉄道工業局自動車工業政策推進課

Tel: +7 (495) 632-88-88 (ex. 2612),

E-mail: pushmin@minprom.gov.ru

・ 工業発展基金相談センター

Tel: +7 (800) 500-71-29、+7 (495) 120-24-16 E-Mail: ask@frprf.ru

(注1) 車両 (4 輪以上) カテゴリー

－M：人員輸送用の車両

M1：乗用車。座席数が 8 席以下 (運転席除く) の車両

M2：バス。座席数が 8 席超 (運転席除く) で最大重量が 5 トン以下の車両

M3：バス。座席数が 8 席超 (運転席除く) で最大重量が 5 トン超の車両

－N：物品輸送用の車両

N1：総重量が 3.5 トン以下の車両

N2：総重量が 3.5 トン超の車両

N3：総重量が 12 トン超の車両

－G：オフロードカー (SUV など)

(注2) ロシア国内での自動車組み立てを行うに当たって、現地調達率や生産台数などの一定の義務を達成することにより、組み立て部品の輸入関税の減免を行う措置。

「ロシアにおける自動車産業をはじめとする製造業向け支援制度（工業発展基金、ウリヤノフスク州、サマラ州、連邦政府）」

作成者：日本貿易振興機構（ジェトロ）モスクワ事務所

住所：5, Bryanskaya st., Moscow, 121059, RUSSIAN FEDERATION

Tel：7-495-580-7320 Fax：7-495-580-7323